

天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月7日

天理市長 並 河 健

天理市規則第22号

天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則（平成26年3月天理市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第19号を第20号とし、第14号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 法第55条の8及び第55条の9の規定による被保護者健康管理支援事業に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。